

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

交際費等の損金不算入制度の改正

緊急経済危機対策による税制改正 : 交際費課税の軽減

昨秋のリーマン・ショック以後の景気後退はご周知のとおりで、政府の大規模な財政出動や21年度税制改正等によりかろうじて景気の底割れが回避されつつあります。さらなる追加景気刺激策の一環として交際費等の改正案が成立し、6月26日公布と同時に施行されました。

I 現状における交際費課税の概要

支出した交際費は全額が損金(経費)になるものではなく、ある一定の限度額【損金算入限度額】を超える額が**損金不算入**(利益に加算)となります。

① 期末資本金1億円以下の場合

年支出額が400万円以上の場合 : 損金算入限度額 = 400万(定額控除限度額) × 90%

年支出額が400万円未満の場合 : 損金算入限度額 = その支出額 × 90%

② 期末資本金1億円超の場合

損金算入限度額 = ゼロ・・・支出交際費全額が**損金不算入**(利益に加算)となります。

③ 5,000円以下の飲食交際費の取扱い

交際費等に該当する飲食費のうち一人当たり5,000円以下の飲食費(専ら自社の役員や従業員のために支出するものについては交際費)については、期末資本金の額にかかわらず、交際費に含めなくてよいこととされています。・・・詳細は「FAX情報 NO. 391」参照

④ 使途不明交際費の取扱い⇒その費途が明らかでないものは、上記にかかわらず支出額の全額が**損金不算入**(利益に加算)となります。

⑤ 使途秘匿金の取扱い⇒使途不明交際費が使途秘匿金(支出先を明らかにできない支出)に該当する場合は、**損金不算入**(利益に加算)とされた上で、その支出額に対して**40%**の税率による特別課税(追加課税)が行われます。

II 改正の内容

① **定額控除限度額** : 年400万円から**年600万円**に引き上げ。

② **摘要開始時期** : **平成21年4月1日以後に終了する事業年度**から適用されます。

③ **対象法人** : 資本金の額または出資金の額が**1億円以下の中小法人**。

III 交際費軽減の計算例

● 計算例 資本金 1,000万円の法人 年支出交際費 700万円

● 従来(改正前)

損金算入限度額 400万円 × 90% = 360万円 **損金不算入額** 700万 - 360万円 = 340万円

● 新制度(改正後)

損金算入限度額 600万円 × 90% = 540万円 **損金不算入額** 700万 - 540万円 = 160万円

● 減税効果

340万 - 160万 = 180万・・・税額で**47~74万円**ほど(180万 × 26%~41%)の減税効果があります。